

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 2 5 日

建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長  
総務課リサイクル推進室長

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」の  
周知について

平素より、建設リサイクル行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省では、使用済み太陽電池モジュールの排出量が 2030 年代後半にかけて増加すると推計しています。将来的な大量排出に備えて、今の段階から使用済み太陽電池モジュールのリユース、リサイクル及び適正処理の推進を図ることが重要であり、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」や、その啓発用チラシを公表し周知を行っています。また、同ガイドラインには、解体・撤去事業者向けに使用済み太陽電池モジュールを廃棄する際の留意点についても記載しております。

国土交通省では、今後、住宅の解体等の際に太陽電池設備の処理に関わる機会が増加することを踏まえ、環境省と連携し、同ガイドラインの周知を図っていくこととしております。

つきましては、貴団体におかれては、貴団体傘下の工事業者に対し、引続き建築物等の分別解体の徹底に加え、下記の啓発用チラシ等を活用しガイドラインに基づく太陽電池モジュールのリユース・リサイクル・適正処理を進められるよう、周知に御協力お願い申し上げます。

記

■ [太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）](http://www.env.go.jp/recycle/ga2.pdf)

URL : <http://www.env.go.jp/recycle/ga2.pdf> （環境省ホームページ）

■ 啓発用チラシ

- ・ [太陽光発電設備をリユース、リサイクル、処分する際の留意点について（太陽電池設備の所有者向け）](http://www.env.go.jp/recycle/refa.pdf)

URL : <http://www.env.go.jp/recycle/refa.pdf> （環境省ホームページ）

- ・ [太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点について（解体・撤去業者及び廃棄物処理業者向け）](http://www.env.go.jp/recycle/refc.pdf)

URL : <http://www.env.go.jp/recycle/refc.pdf> （環境省ホームページ）